

わが社の表示は大丈夫？分からない方は是非ご参加ください！

例：全品半額、終わらない「閉店セール」、海外生産の「日本の伝統工芸〇〇焼き」等

東京都出前型  
コンプライアンス講習会

# 実際の違反事例で 「基礎から学ぶ景品表示法」

個人消費が力強さに未だ欠ける中で、人口減少の影響が今後本格化することが予測されるなど、国内市場の最前線に立つ企業の皆様の事業環境が厳しさを増しております。

他方で、2016年4月に改正景品表示法が導入されて以降、**不当表示の措置命令は消費者庁の発足以来過去最高**になるなど、競争が厳しさを増す中でも法令順守をしていく必要があります。そこで今回も、**景表法の基礎から、制度改正のポイント、企業が行ってしまいがちな違反**などについて、消費者庁にて課徴金の制度設計を担当された古川先生から事例を交えて分かりやすく説明していただきます。

## このような方にオススメです！

- 消費者向けビジネスを行うBtoC企業 ※企業向け(BtoB)企業は本法律の対象外
- 経営者、法務・総務・営業担当者 等
- ～商品広告は現場に任せているが、わが社は大丈夫なのか？～
- ～顧客の信頼が得られる「適正な表示」の考え方・ポイントを知りたい！～
- ～メーカーから仕入れて販売する小売には、どのような責任があるのか？～



## 主な内容

- ◆景品表示法のキホン
- ◆【最新情報】最近の改正内容
- ◆実際の行政処分事例
- ◆是非気を付けたい、ありがちな違反事例
- ◆違反の未然防止に向けた社内体制の構築
- ※2018年7月に開催したセミナーと同じ内容でございます。

参加  
無料

日時：2019年6月11日（火）9:30～11:30

[開場] 9時15分～

場所：東京商工会議所本部 RoomA3・A4・A5  
(千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル5F)

アクセス：千代田線二重橋前駅直結・JR「有楽町駅」徒歩5分

講師：大江橋法律事務所 弁護士 古川昌平氏

主催：東京商工会議所 経済法規委員会（日本商工会議所共催）

## お申込方法

- 東京商工会議所ホームページ右上、「イベントを検索」よりお申込み下さい

【イベント番号】No. **90833**

イベントを検索



イベント番号を入力して、エンターキー

※開催5日前を目途に参加券を電子メールで送付します。当日ご持参ください。

- 問合せ先：東京商工会議所産業政策第一部 村松・小田 (Tel 03-3283-7630)

※ご記入いただいた情報は、本講座を受講していただくために必要なご連絡等に使用すると同時に、参加者名簿（記録用・講師用）作成、および各種情報提供に利用いたします。